

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 27(オ)519	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	家屋明渡等請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 29 年 9 月 10 日	原審裁判年月日	昭和 27 年 4 月 25 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 15 号 513 頁		

判示事項	
裁判要旨	

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告人の上告理由は末尾別紙のとおりである。 上告理由第一点について。 所論は原審のした証拠の取捨判断を非難し、ひいて事実誤認を主張するものであつて、適法な上告理由に該当しない。 上告理由第二点について。 相続人不明の相続財産は法人となり、この法人は相続人自体でないことは勿論であるが、しかし右法人は相続人不明の間その相続財産を管理し、法定期間経過後は、相続債権者及び受遺者に対する債務の清算をすることを主目的とするものであるから、この点において同法人は被相続人の権利義務を承継した相続人と同様の地位にあるものというべく、従つて本件の如く被相続人の生前被相続人より不動産の贈与を受けた者に対する関係においては、同法人は民法一七七条にいう第三者に該当しないものと解するを相当とする、されば右相続財産法人が第三者であることを前提とする所論は採用の限りでなく、論旨は理由がない。 よつて民訴四〇一条、同九五条、同八九条に従い、裁判官一致の意見によつて主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 霜山精一 裁判官 栗山茂 裁判官 小谷勝重裁判官 谷村唯一郎 裁判官藤田八郎は差支につき署名押印することができない。裁判長裁判官 霜山精一)

※参考：判例タイムズ 42 号 27 頁